【投稿論文】中国蘇州庭園住宅の機能変化と保全課題

蘇州大学社会学院助教授　孫　剣氷

1. はじめに

中国の現存する古庭園は主に明清時代のものである。それらの庭園は皇帝に直属する大規模の皇室庭園と官僚や富豪らの私邸庭園の 2 つの類型に大別できる。私邸庭園は江南地域に集中しており、なかでも重点は蘇州にある。新中国の成立以後に蘇州の私邸庭園は次々と文化財として指定され，重点的修復整備と日常的維持が行われてきた。しかし，文化財として指定されたにも関わらず, 文化大革命の変動や 1980 年代から始まった都市開発が, 庭園の破壊を招いた。現在，中国では経済成長が進んでおり，これらの庭園の保全に関しては，世界文化遺産の登録にともなう過度の観光開発，庭園の保存と生活環境の改善の対立など，様々な問題に直面している。その一方で，今日，世界遺産の分野やランドスケープ遺産の分野で新たな価値観や取組みがみられる。その中で，私邸庭園の保全の在り方について新たな可能性が開かれ，それに関する議論の展開が期待されている。

1950 年代に，建築史の分野で進められた蘇州の私邸庭園に関する研究は「中国営造学社」以来の方法論を引き継いでおり，民族主義の観点から庭園芸術の伝統を強調し，「文物」（文化財）としての保存と一般開放の方針を訴えていた（劉，1982）。1980 年代以後は，学者による庭園研究が大きく進展した。これらの研究では庭園保全の課題について論じられていなかったが，陳従周の短文の中では，観光開発によって庭園本来の文化的境地が失われていたことを批判する記述がみられ，物質に重点をおいた文化財としての保存のあり方について問題提起がなされていた（陳，2005）。1990 年代の末に蘇州の私邸庭園が世界文化遺産に登録され，それを契機に庭園保全の意義として，庭園価値に関して再認識する動きがあった。世界遺産の価値評価基準に対応して庭園の芸術的価値だけでなく，文化的価値なども含めて，より総合的な再評価が試みられている。特にいままで私邸庭園は単独で扱われてきたが，住居の一部としての位置づけが明確になされるようになり，都市計画との関連から庭園の保全に関して，問題提起がなされるようになった。

蘇州の住宅については，水路から離れて庭園などを有した住宅と，水路と街路沿いの一般民家に特色があるといわれている（鈴木, 1992）。私邸庭園を有する蘇州の住宅は「蘇州古典園林」として中国の人々に知られている。「園林」という名称は中国では庭園の意味とよく混用されているため，本論ではこのような庭園を有した住宅に「庭園住宅」という名称を用いることにした。

本論文では清時代の末までに蘇州環濠内部の旧市街に建てられた庭園住宅を研究対象としている。蘇州の庭園住宅のほとんどは明･清時代に新築あるいは改築されたものである。しかし，

近代以降，それらの多くが破壊されただけでなく，その利用形態も大きく変わってきた。そこで庭園住宅の変貌や保全の現状を把握することによって，保全の問題点を明らかにし，それらの問題を解決する方向性を探る。研究手法としては，まず①資料収集と現地調査によって，近代以来の庭園住宅の利用状況を把握する。②現状把握したうえで，観光利用，内部利用，および住宅としての利用形態にともなう庭園住宅保全の問題を明らかにする。③これらの問題に対して，文化財保全制度の下で，庭園住宅の保全の限界を考察し，都市の生活の中で，庭園住宅に新たな機能を付け加え，地区レベルでの利活用の課題を洗い出す。

2. 庭園住宅の概要

2.1 庭園住宅の歴史および保存現状

中国の蘇州は 2500 年の歴史を有する古い都市である。「天堂」といわれるほど魅力のあふれる都市であった。蘇州旧市街地の形成は紀元前 514 年にさかのぼる。呉の国が春秋時代に都を蘇州に移して以来，蘇州は各時代を通して繁栄した。宋時代から蘇州は商工都市として発展を遂げ，江南地域の代表的な都市としての地位を確立した。そして明・清時代において商工業と学問文化の中心機能が強くなり，活況を呈していた。このような長い歴史の中で，蘇州は商工業都市，そして文化都市としての性格が形成されてきた。豊富な人材を有し，文学，絵画，書道，医学，建築，造園など諸方面において高い水準にあった。唐時代以来，白居易をはじめ優秀な文人たちが蘇州の行政官として活躍した。文化と商工業の繁栄した蘇州は隠退した官宦，富紳の商人も散居していた。歴史の深さや文化の繁栄によって，蘇州に多くの歴史環境要素が蓄積された。城内の私邸庭園をはじめ，一般民家，橋，城門，寺院，古塔など，文化財は広範囲にわたって市内に点在している。

蘇州の庭園住宅の多くは旧市街に集まっている（図 1）。その理由は園主が都市の物質を享受するために，住宅を水陸交通に便利で，商業中心に近接している市街地に立地させたからだと推察されている。そのため，中国揚州などにみられる広い敷地にある郊外の庭園と異なり，庭園住宅の多くは両側が隣家に接するという条件の造られ方をしており，旧市街の 1 つの街区区画内に立地している。中国では年老いた官僚は辞任し，故郷に帰って隠居生活する習慣があった。山水の間に住み，あるいは町に庭園を経営して余生を楽しむことが多かった。蘇州は自然に恵まれ，物産が豊富である。しかも文芸の気風が東南地方では冠たるところである。科挙を受け，仕官した人は年老いて実家に戻り，土地を買い，住宅を建設した。また，他所の官僚地主も，蘇州の風物の優美さと生活の快適さにひかれて，蘇州で余生を送る者が多かった。このような背景から庭園住宅を通じて，都市の物産を享受しながら自然を楽しむという，都市居住文化が形成された。江南地方で最古の私邸庭園は，東晋時代の蘇州の顧辟疆の園である。唐，宋時代以来数多くの名園が営まれていて，『蘇州府志』によれば，明時代までには 271 ヵ所，清時代には 130 ヵ所の庭園があったといわれている。

長い歴史の中で蘇州の庭園住宅は興廃を繰り返した。1953 年ごろに，蘇州には，名勝地に築造された滄浪亭や，少数の会館，祠堂，寺院などに付設された庭園を除いて，住宅の一部であった私邸庭園の数が蘇州にある庭園の総数の 90％以上を占めていた（劉，1982）。旧市街に

図 1　蘇州旧市街に現存する主な庭園住宅の分布図

①拙政園：東北街
②網師園：闊家頭巷
③環秀山庄：景徳路
④万氏宅園：王洗馬巷
⑤芸圃：文衙弄
⑥五峰園：五峰園弄
⑦残粒園：装駕橋巷
⑧獅子林：園林路
⑨（北）半園：白塔東路
⑩耦園：小新橋巷
⑪慕園：富仁坊巷
⑫怡園：人民路
⑬曲園：馬医科巷
⑭鶴園：韓家巷
⑮聴楓園：慶元坊
⑯暢園：廟堂巷
⑰柴園：醋庫巷
⑱顧氏宅園：申庄前
⑲遂園：景徳路

（出所）劉（1982）より作成

現存する庭園住宅の中で獅子林は元時代に建設されたものであり，拙政園，芸圃，五峰園は明時代のものである。これらの庭園住宅は時代を重ねれば重ねるほど，修理や改築の回数は多く，当初の姿がほとんどなくなっているものが多い。その他の庭園はほとんど清時代に建設されたものであり，なかでも清時代の同治年間（1862 ～ 74 年）以後に新築あるいは改築されたものが多い。

2.2　庭園住宅の構造

蘇州の住宅は規模によって，大宅，中宅，小宅にわけられる。庭園住宅は大宅に属している。蘇州の住宅は「堂」と両脇に角のように出た 2 棟の「坡廂」をあわせた「一堂二廂」が 1 つの単位となり，これを「進」と呼ぶ（図 2）。この「進」を奥行き方向に幾つか重ね，できた細長い四角形が 1 つの「落」を形成する。「一落二進」と「一落三進」あるいは「一落四進」で構成されたものは小宅と中宅である。大宅の場合は「五進」一串の構成で，左右に「辺落」が加わっている。辺落に大小規模の庭園を備えたものが多い（鈴木，1992）。庭園住宅は図 2 のように住宅の辺落に庭園が付いている大宅である。

住宅左右に隣接している「辺落」のほか，住宅内の中庭を庭園化した中庭型の庭園もある。その多くは庁堂もしくは書斎の前後に設けられている。湖石，花，亭や廊を飾りに添えることによって，建築物の外観を形成している。このような中庭を拡大し，もしくは 1 つの主要空間の周囲にいくつかの小さな中庭を配置し，小型の庭園と成している。また景物がさらに多く，

図 2　「落」を単位とする庭園住宅の構造

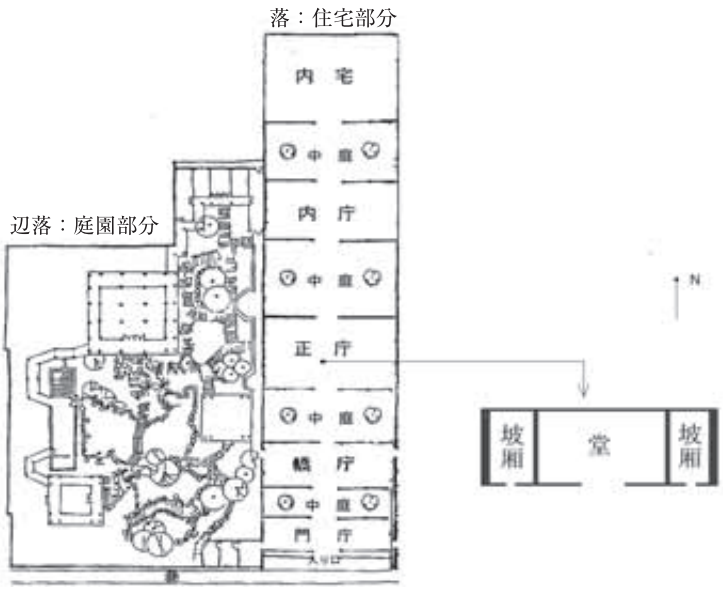

（出所）鈴木（1992）より作成

中型と大型の庭園が付いている庭園住宅もある。これらの基本配置は庁堂を活動の中心とし，庁堂に相対して景を設け，あるいはいくつか中庭や小さな景区をめぐらし，ひとつの空間を構成する（劉，1982）。

2.3　住宅部分と庭園部分の機能

かつて蘇州に居住していた官僚，文人，商人たちは都市の豊かな物産を享受するだけでなく，「山水林泉」を追求しようとした。自然の趣を享受できる「都市山林」といわれる庭園と居住の機能をはたす住宅から構成される邸宅を営造した。

住宅部分は五進の建物からなるものが多く，住居の機能をはたしていた。門庁，轎庁，正庁，内庁，内宅など一列に並んでいる。門庁は第一進に数える。第二進の轎庁は来客が休憩したりする接待を受ける場所として使われていた。正庁は来客をもてなす場所として建設されたものである。内庁と内宅は通常家族や若い婦人の住まいであった。

辺落にある庭園部分は機能的には住宅の延長と拡大であり，居住と回遊の 2 つの機能を備え，「可遊，可居」の立体図であるといわれている（周，1999）。写真 1 のようにそこに建物の他に，池，築山，花木の要素を入れ，人工によっての自然山水の風景を模造した。池，築山，花木によって構成された自然山水の間に，園路，半屋外の「廊」などの人為的要素をめぐらすことで，ひとつの回遊空間を構築する。山の坂道を登り，池に架かる橋をわたり，林の中の小径を歩く。庭園にある建物は実際の使用と観賞の二重機能を備えている。庁（広間），堂（大広間）は園内で宴会，接客など様々な活動が行われた主要な場所である。その名称は大庁（大広間），四面庁（四方開放の大広間），鴛鴦庁（2 棟の庁・堂が合わさってできたように見える応接間），花庁（応接用大広間）などがある。その他，斉（書斎）は読書などの場所として使われていた。

写真 1　暢園

（出所）著者撮影

また，観賞用に使われる小型の建物もある。これらの小型建物の類型としては庁，堂に属し，軒，館という名称が使われている。その他，座って休憩し眺望するための亭などの建物も設けている（劉，1982）。

蘇州の庭園住宅は居住機能だけを持ったものではなく，住みよく，かつ遊観にもよい 1 つのまとまった空間であった。しかも，それは高度な芸術作品の域に達したものである。

3. 用途変化による庭園住宅の変貌

3.1 近代から庭園住宅の用途変化

中華民国までの庭園住宅の用途は主に住宅であった。しかし，時代の変化，特に戦乱によって，個人が庭園を維持することは困難になっていた。そのため，規模の大きな庭園住宅の用途は民国時代から多様になっていた。例えば，拙政園は太平天国が失敗してから，中央部は官に没収され，西部は汪氏の手に帰して，1877 年に張氏の補園となった。民国時代に入ると，住宅，游園地と茶室，役所，国立社会教育学院などに使われたことがある。耦園や怡園などの大規模の庭園住宅も文人の集まりの場，遊楽地，大学のキャンパスに使われたことがある。中小規模の庭園住宅は民国時代に住宅として使われるものがほとんどであった。しかし，その中の一部は維持が困難であったため，一般に開放されたものもあった。例えば，旧市街の西北部の閶門付近にある五峰園は庭園部分を開放して茶室を経営していた。

1950 年代初期には庭園住宅が国に没収された。それによって庭園住宅は国有企業と行政機関の所管となった。計画経済期（1950 ～ 80 年代）における中国の都市政策では，工業建設を重視する方針がとられていたため，この時期に，蘇州では工業用地が多く確保され，旧市街にも多数の零細な工場が作られた。1950 ～ 60 年代には，都市建設が既存の建築物の利用を中心に進められた。国有企業に所管される庭園住宅の多くは工場や倉庫などとして使われていた。行政機関に所管される庭園住宅の中で，庭園管理局の所管のものは修復整備され，遊覧地として一般開放されるようになり，住宅管理局の所管のものは多数の家族が転入し，民家として使

表 1　庭園住宅の用途変化の概要

庭園	規模（㎡）	文化財レベル	近代から用途変化の状況	現在の用途
拙政園	51,950	国レベル	民国時代に各種の用途に使われていた。1952 年に一般開放された。	一般開放
獅子林	11,139		民国時代に個人の住宅として利用されていた。1950 年代に蘇州庭園管理局の所管となり，一般開放された。	一般開放
網師園	5,470		民国時代に個人の住宅として利用されていた。1950 年代に蘇州庭園管理局の所管となり，一般開放された。	一般開放
耦園	8,000		清時代の末期から庭園が荒廃し始め，1932 年に女子学校のキャンパスとなった。1950 年代に工場の倉庫や宿舎に使われていた。1965 年に住宅の東部にある庭園部分が開放され，1994 年に住宅全体が開放された。	一般開放
芸圃	3,800		1950 年代に国の所有となり，各種の団体の事務室として使われていた。1984 年に一般開放された。	一般開放
環秀山庄	2,180		経済計画期から蘇州工芸美術管理局の所管となり，蘇州刺繍研究所に利用されながら，その一部が一般開放された。	部分的に開放
怡園	7,992	江蘇省レベル	民国時代に戦乱によって破壊され，1940 年代に公共の遊楽地となっていた。1950 年に新聞社の事務室として使われていた。1953 年に修復が行われ，一般開放された。	一般開放
五峰園	1,464		民国時代から戦争によって破壊されていた。1980 年代に修復され，1998 年に一般開放された。	一般開放
曲園	2,800		1950 年代から蘇州文化局の所管となり，各種の団体に内部利用されていた。1986 年に一般開放された。	一般開放
北半園	1,130	蘇州市レベル	1950 年代から国の所有となり，国有企業に内部利用され，1992 に一般開放された。	一般開放
聴楓園	1,200		1950 年から蘇州文化局の所管となり，職員の宿舎などとして使われていた。1985 年に蘇州国画院に利用されるようになった。その後，一部を開放し，茶室の経営を始めた。	部分的に開放
遂園	1,400		1950 年代に蘇州衛生局の所管となり，内部利用とされていた。	内部利用
鶴園	3,134		1950 年代から国の所有となり，役所の事務室や工場などとして使われていた。	内部利用
暢園	2,757		1950 年代から蘇州庭園管理局の所管となり，一般開放される予定であったが，実現できず，その後，国有企業に内部利用されるようになった。	内部利用
柴園	2,150	蘇州市レベル	1950 年に役所の事務室として使われていた。その後，蘇州教育委員会の所管となり，学校のキャンパスとして使われるようになった。	内部利用
残粒園	160		1950 年代から庭園住宅の一部は保存され，個人の住宅として使われている。	住宅
慕園	997	蘇州市管理保護建築	1950 年代に蘇州工芸美術局に利用され，1960 年代に庭園管理局に所管され，一時的に一般開放されていたが，1974 年に蘇州郵便局に内部利用されるようになった。	内部利用
顧氏宅園	未公開		文化大革命後に住宅の一部が個人に返還され，住居として使われるようになった。	住宅
万氏宅園	未公開		1950 年代に蘇州住宅局の所管となり，多数家族の住宅として利用されていた。	住宅

（出所）蘇州市園林管理局，蘇州市規劃局（1997）より筆者整理

われるようになり，その他の行政機関に所管されるものはほとんど内部利用されていた。文化大革命以後は，1950 年代に没収された庭園住宅の一部が個人へ返還され，再び住宅として使われるようになった。

2007 年に行われた資料調査とヒアリングによれば，現存の庭園住宅は近代，特に経済計画

期からの用途変化の延長上で，保全ないしは利用されている。表 1 にまとめられたように，一般開放されたものには拙政園，網師園，環秀山庄，芸圃，五峰園，獅子林，耦園，怡園，曲園，北半園，聴楓園がある。その中で，環秀山庄と聴楓園は部分的に開放している。企業や行政機関に内部利用されているものは慕園，鶴園，暢園，柴園，遂園がある。住宅として利用されているものは残粒園，万氏宅園，顧氏宅園がある。

3.2　観光利用による庭園住宅の変貌

上記のように，現在開放或は部分的に開放される庭園住宅は 11 ヵ所ある。これらの庭園住宅は蘇州の重要な観光資源となっており，特に 1997 年以後，拙政園，獅子林，網師園，環秀山庄，耦園，芸圃の 6 ヵ所の庭園住宅が世界文化遺産に指定され，人気の観光スポットとしてさらに発展してきた。蘇州庭園管理局の入園料に関する資料に基づくと，2001 年に拙政園，獅子林，網師園，耦園，芸圃の年間入園人数がそれぞれ 160 万人，61 万人，20 万人，12 万人，3 万人だったとみられる。

世界遺産として人気の高まりとともに庭園の観光面のみが強調されてきた。本来の庭園住宅は日常的な使い手に主眼が置かれており，一度に大量の人間が押しかけるように考慮されていない。このような観光者の流入によって庭園の破壊は避けられない。まず，庭園の物理的な破壊がある。また，本来の庭園はゆっとりと心静かに都市の中で自然を楽しむ環境であるが，入園者の増加によって，ゆとりを覚えさせるという本来の庭園の価値がなくなる。そして，昔は地域空間に溶け込んだ存在であったが，都市のモニュメントになるにつれ，街路に面する入り口が派手に装飾されたり，入り口の近くに土産店が並んだり，地域外部の景観を破壊してしまうことがある。

世界文化遺産と指定された庭園住宅は観光化によって，にぎわう一方である。それに対し，一般開放された規模の小さな庭園住宅を訪れる観光客は少ない。例えば，上記の旧市街の西北部にある五峰園は 1998 年に開放され，面積が 1,476㎡で，年間入園人数が 1 万人未満となっている。庭園の入園料の収入だけでは日常管理の経費が賄えない状況である。

3.3　内部利用による利用機能の低下

内部利用されている庭園住宅は利用機能の低下が大きな問題となっている。園内の建造物は行政機関あるいは企業の事務室に使われていたり，放置されていたりすることもある。いうまでもなく，庭園の利用によって生じる独自の収入はない。各機関の行政経費と企業の営業収入によって日常の維持経費を賄っている。財政の問題で，庭園の維持が怠慢になることが多い。庭園の維持には多種多様な作業が必要である。それに対する適応性と技術の安定性も求められている。しかし，必要な技能職員の技能習得時間は長く，また，福利厚生や労務経費など人件費の問題もある。これらの庭園住宅は技術職員をもたない場合が多く，庭園の手入れが疎かになっている。しかし，一般開放するには管理などの問題を抱えることになるので，利用機能をつけることが困難である。

3.4 住宅として利用された庭園住宅の住環境の悪化

上記のように経済計画期に庭園住宅の多くは用途変化されていた。住宅管理局所管の庭園住宅は，一軒の住宅が血縁関係のない人々によって分割利用されるようになった。このような住宅では庭園部分に建築物が増築されていることが多く，築山や花木などの庭園要素が破壊された。過密居住によって住宅部分の敷地内にも増改築が行われていたが，「進」を基本単位とした細長い四角形の住宅部分の敷地形態はほとんど変わっていない。かつて一軒であった住宅に，多数家族が同居し，2 部屋，4 部屋を使い分けている。多数家族の分割利用よって，庭園と住宅がそれぞれに持つ機能に合わせた使い方，住まい方がみられなくなった。また，トイレや台所など生活設備の整備が遅れており，住宅が老朽化し，日照や通風が不良の所が多く，居住環境の悪化が著しい。

4. 行政指定による文化財としての成立および保全課題

4.1 行政指定による文化財としての成立および保全の限界

庭園住宅の中で庭園部分の保全状態が比較的によいものは，表 1 に示されたように，1960 年代から始まった文化財の指定によって国，省，市レベルの文化財となった。さらに，1980 年代から文化財の保護事業は大きく進展した。事業を進めるにあたって，蘇州市は市内の古建築について調査し，それまで文化財に指定されなかった歴史的芸術的な価値のある古建築を「控制保護建築」として指定した。それによって，顧氏宅園や万氏宅園の小規模の庭園住宅は「控制保護建築」に指定された。

上記のように 1950 年代に庭園住宅は国に没収され，それぞれの所管者も変わった。現在，庭園住宅は行政機関，国有企業そして個人に利用されている。庭園住宅の維持管理の責任はこれらの使用機関あるいは使用者にある。庭園は昔の官僚やお金持ちの贅沢品であった。このような贅沢品を文化財として指定した後の維持は大変である。経費がかかるという大前提で庭園住宅の保全を考えなくてはならないため，現実には，財政難で維持に苦しむ庭園住宅が多い。「中国文物保護法」,「蘇州市園林管理保護条例」そして「蘇州市古建築保護条例」などによると，庭園住宅の維持あるいは修繕に要する経費は，所有者あるいは管理団体が負担することになっている。負担に堪えない場合は，政府がその経費の一部を補充すると定められている。

1980 年以前の庭園住宅の維持管理や修復は，主に国，省，市の各レベルの補助金によって行われていた。しかし，1980 年以後，入園料の調整などによって，観光収入が保全の主な財源となった（中国文物報社編，2007）。一般開放された庭園住宅の中で，拙政園，網師園，耦園，獅子林，芸圃，怡園，五峰園の 7 ヵ所は蘇州庭園管理局の所管である。これらの庭園住宅では，入園料の収入の少ない庭園の修繕や維持の費用は大規模な庭園の収入で賄われている。例えば，1981 年からの 5 年間の拙政園の経営収入の累計は 257.66 万元となり，同期間中のこの庭園の所用経費は総計で 82.08 万元であった（蘇州市地方志編集委員会, 蘇州市園林管理局編，1986）。拙政園の収入から生じた残額が同じく庭園管理局所管の他の庭園の維持経費に使われたことが推測できる。それに対して，蘇州文化局所管の曲園などは，一般開放しているものの観光者が少ないため，現状では入園料の収入で十分な庭園の維持管理を行うことは困難となっ

ている。

一般開放されておらず内部利用されている庭園住宅については，文化財として十分な公的資金の補助が得られず，独自の収入もないため，各機関の行政経費と企業の営業収入によって日常の維持経費が賄われている。個人の住宅として使われた庭園住宅も，その維持や保護の費用が個人にとって大きな負担となっている。このように財政の問題で，庭園の維持が怠慢になることが多い。

4.2　文化財としての庭園住宅の機能変化

庭園住宅は当初においては自然を楽しみながら都市居住を実現するために建設された。建設当初はこのような居住機能を果たすため，庭園住宅が利用価値と創造的価値の総合を実現していた。創造的価値は美的，芸術的，技術的，伝統的な創造力によって建造物を生み出す価値を有している（西村，2004）。上記のように近代からの用途変化によって，庭園住宅の居住機能は次第に減衰しているが。このような創造的価値が文化財の存在価値として評価され，文化財としての都市機能が重視されつつある。

文化財の保全システムの中で，創造的価値が高い庭園住宅が高く評価され，より高いレベルの文化財として指定され，保全の重点となった。また，その価値が観光化によって使用価値に転化させられている。中小規模の庭園住宅の場合は創造的価値が比較的に低いとみられる。その一方，上記のように，観光利用，内部利用そして住宅としての利用形態にともない，利用機能が低下したことで，総合的な価値も減少している。現在の用途と文化財の保全システムの下では，これらの庭園住宅の維持に困難がみられ，活力に欠けている。今後，中小規模の庭園住宅に新たな機能を付け加えることが再生にあたっての重要な課題であろう。

4.3　地区レベルでの保全課題

上記のように 1950 年代に建築史分野の研究者は庭園芸術こそ次代にまで受け継ぐべきものであると庭園住宅保存の必要性を説いている。しかし，文化財としての庭園住宅の保全に関しては，上記のように過度の観光化と観光依存，利用機能の低下，住環境の悪化など，多くの問題を抱えている。このような問題は従来の芸術，または歴史的価値を第一義にした文化財保護の視点と結びついており，そのことが問題の解決を不可能にしている。これを踏まえると，今，文化財として庭園の単体の価値評価を超えて，現代社会に対応した評価の軸を取り入れることが必要になってきていると考えられる。従って，物質に重点を置いた文化財としての保存のあり方を見直し，地域の生活環境の保全を図ることと結びつけて行うことが課題となる。

蘇州の庭園住宅が立地する旧市街も歴史的な空間をもちながら，現代都市の生活空間となっている。庭園周辺の環境については，1997 年から文化財庭園の周辺が「建築控制地区」（整備制限区域）として設定され，点的な保存に止まらず，庭園周辺の環境に対して重点的保護を行う方針が打ち出された。「建築控制地区」での開発などに関して蘇州庭園管理局と都市計画局の審査と許可が必要となり，そこに建造物を新築する場合は，庭園の景観と調和するように，建造物の形態，高さ，色調などに規制が掛けられたのである。このことは，庭園住宅が歴史的環境の構成要素としてとらえられ，周辺地域の景観，雰囲気の形成の面から，文化財行政の中

でその環境的価値が積極的に評価されつつあることを示している。

また今日，歴史的景観や庭園といった風物に恵まれた地域の文化資源の保存，整備，そしてその利活用への関心が高まっている。これを踏まえ，歴史的密集市街地である蘇州旧市街の現状を考えると，庭園住宅が市民に公園として利用され，その価値が高められていくことがひとつの価値創造の可能性として考えられる。これについて都市レベルでの利用状況をみると，現在多くの庭園住宅が文化財でありながら，都市レベルの「公共緑地」として位置づけられており，そのほかのものに関しても 1998 年承認された「蘇州古城区街坊」（蘇州旧市街地区）の詳細計画の中で公共緑地として位置づける計画が打ち出されている。さらに都市公園として市民に利用されるように，市民むけの入園料制度が設定され，具体的な対策も整備されつつある。

一方，地区レベルの視点からみた庭園住宅の価値に関しては，いまだに議論が進んでいない。現在の蘇州旧市街の居住地区は，いくつかの敷地が細かく分割された街区によって形成されている。それらの地区を単位として，ひとつの「社区」が形成されている。「社区」とはコミュニティの中国語訳であり，末端の行政単位である。2000 年から，民政部は社区の建設を推進したため，都市の市民生活において，「社区」の存在感は増してきている。「社区」が空間的にも社会的にもひとつのまとまりのある生活空間となっているのである。蘇州庭園住宅の多くは旧市街の「社区」に立地しており，空間形成の文脈から，空間的な広がりの意味でこれらの居住地区の環境と切り離せない存在である。このような空間的広がりを生かして、地区レベルの視点で庭園住宅に利用機能を持たせることができれば，即ち庭園住宅に新たな社会的意味を与えることができれば，地区レベルでの価値を創造することができるのではないだろうか。地域固有の歴史的な背景を生かした環境整備の視点に立てば，庭園住宅は地区レベルでの新たな価値創造の空間として十分に期待できると思われる。

参考文献

（日本語）
鈴木充（1992）『中国・蘇州市の住宅地形成の研究』財団法人住宅総合研究財団
西村幸夫（2004）『都市保全計画：歴史・文化・自然を活かしたまちづくり』東京大学出版会
劉敦楨著，田中淡訳（1982）『中国の名庭－蘇州古典庭園－』小学館

（中国語）
陳従周（2005）『園林清議』江蘇文芸出版社
蘇州市地方志編集委員会，蘇州市園林管理局編（1986）『拙政園志稿』
蘇州市園林管理局，蘇州市規劃局（1997）『関於首批蘇州園林和遺址及其保護範囲，建設控制地帯劃定的報告』
中国文物報社編（2007）『中国文化遺産保護成就通覧』北京：文物出版社
周維権（1999）『中国古代園林史』清華大学出版社